

鳥羽市における地域共生社会の実現

—重層的支援体制整備事業と包括的支援体制について—

鳥羽市

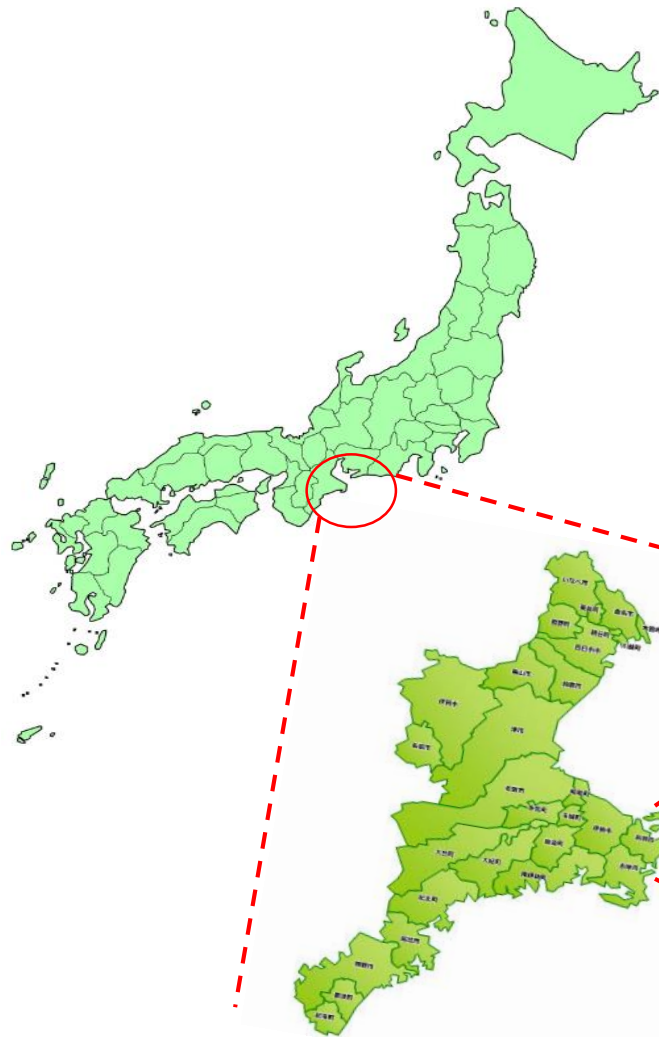
企画財政課

齋藤 猛

■ 本日の内容

- ・ 鳥羽市の概要
- ・ 鳥羽市の取り組み①（重層的支援体制整備事業）
- ・ 鳥羽市の取り組み②（とばびと活躍プロジェクト）
- ・ 鳥羽市の取り組み③（全庁的地域共生社会の実現）
- ・ これからの取り組み事業
- ・ まとめ

鳥羽市の概要



昭和21年:伊勢志摩国立公園指定
昭和29年:市制施行
昭和52年:国際観光文化都市指定
平成22年:過疎地域指定

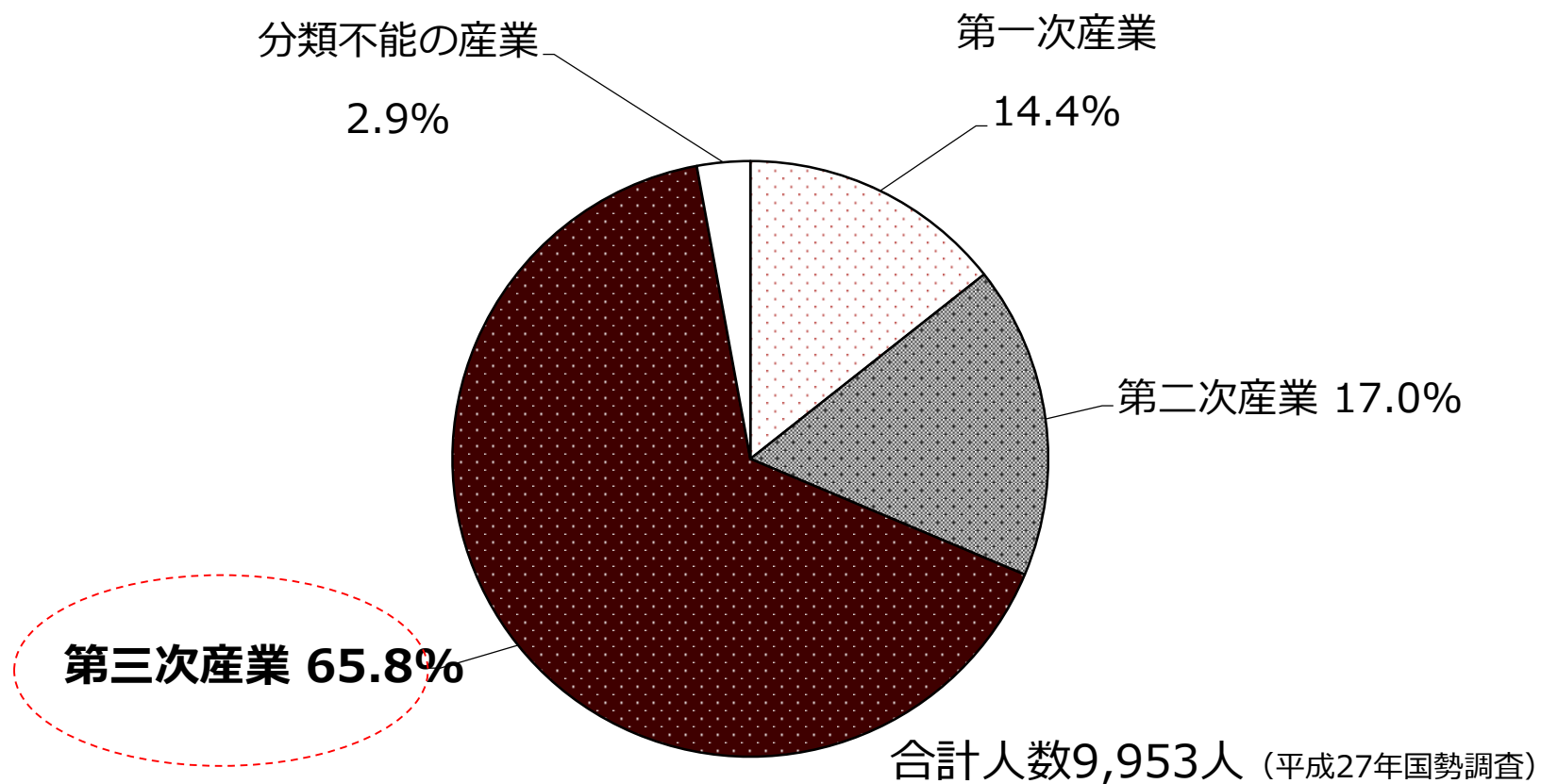
人口:17,778人(令和3年5月末)
高齢化率:39.3%(人口に占める65歳以上の率)
世帯数:8,350世帯(令和3年5月末)
年間観光客数:4,235千人(令和元年1月~12月)
年間宿泊者数:1,696千人(令和元年1月~12月)



鳥羽市の概要

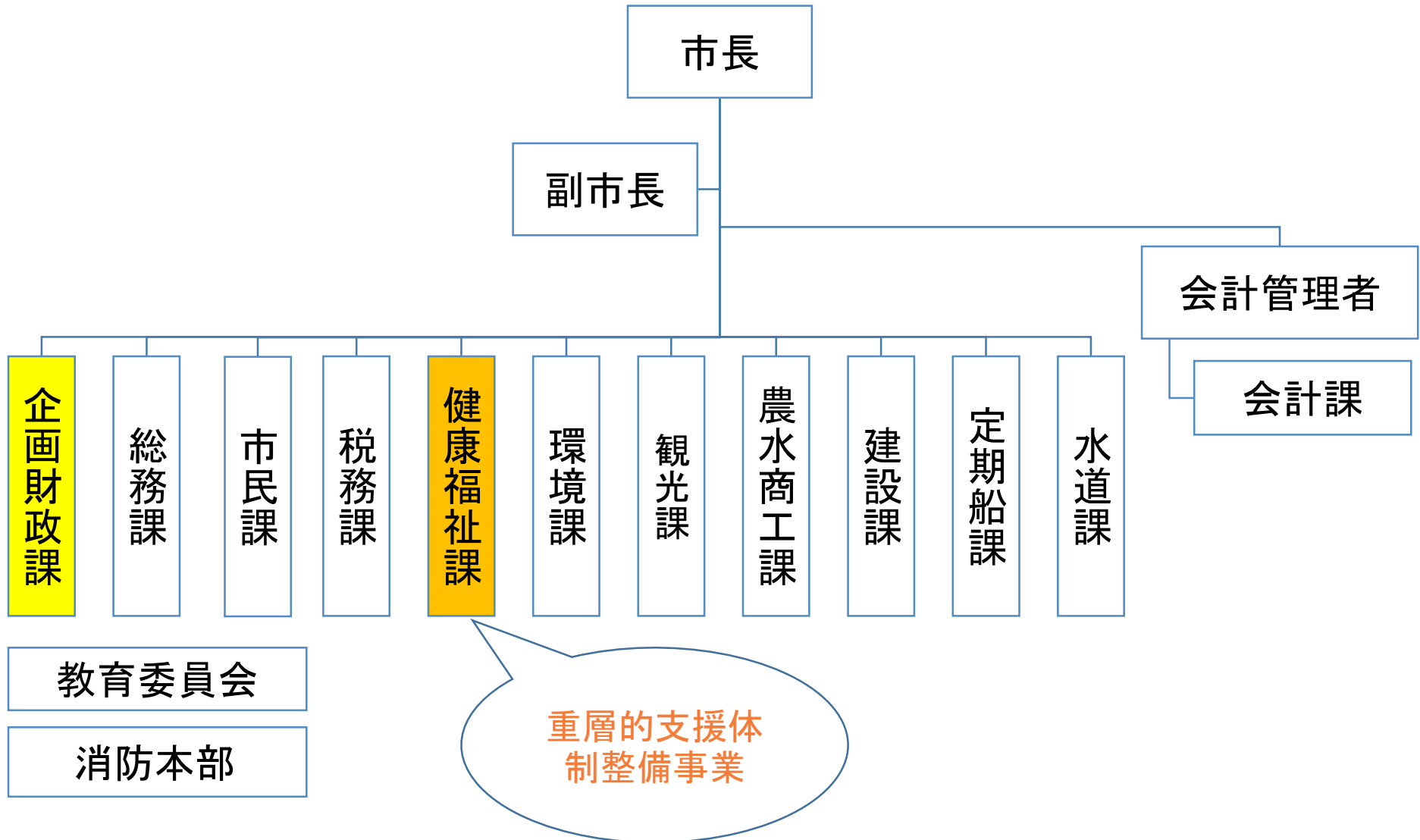
鳥羽市産業別就業者数

令和2年度鳥羽市統計要覧より



観光産業が鳥羽の基幹産業

鳥羽市の概要



鳥羽市の取り組み①

重層的支援体制整備事業



まずは...

重層的支援体制整備事業受託に
あたって
何から最初に手をつけたか

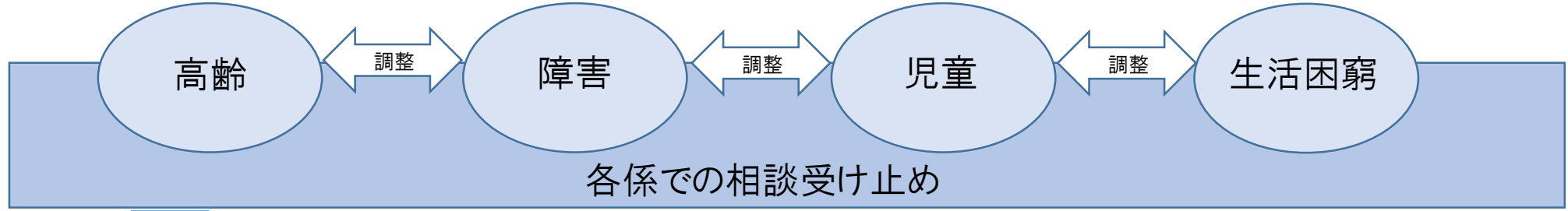
なにをすれば良
いの？

？

重層的支援って
なに？

どんなメリットが
あるの？

また国が新しい
事業をつくってきた



地域共生ケース会議
(106条の4第2項第6号、
106条の6)

自立相談支援事業(生活困窮)
の「支援会議」を利用し、会議を
行う。

支援会議の対象事案

- ・本人の同意が得られないため連携等ができない事案
- ・同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、関係係で情報共有できていない事案
- ・より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報共有しておく必要があると考えられる事案

困難ケース

- ・複合的課題があり、主担当が決まっていない事案
- ・適切な支援が決まっていない事案

など

※今後、ケースが増えていく中で修正していく

生活支援係 相談支援包括化推進員
(106条の4第2項第5号)

【役割】

- ・地域共生ケース会議の開催
- ・主担当がない場合の担当と、その振り分け先の決定

検討内容

- ・個別ケースからの蓄積された地域課題を検討する
- ・地域力強化推進事業(社協へ委託)により地域からの課題を検討する

○参加者は、全庁内及び関係機関など

地域共生担当者会議

- ・健康福祉課内の連携体制づくり
- ・地域課題からの社会資源の検討

○参加者は、健康福祉課及び社会福祉協議会

地域共生政策会議

課内、庁内の連携及び政策を
検討する会議

○生活支援係○

【役割】

- ・課題の整理及び話し合う課題の選定
- ・会議の司会進行
- ・各課題等への進捗状況管理
- ・参加者の選定及び参加者への参加依頼
- ・担当課等への割り振り

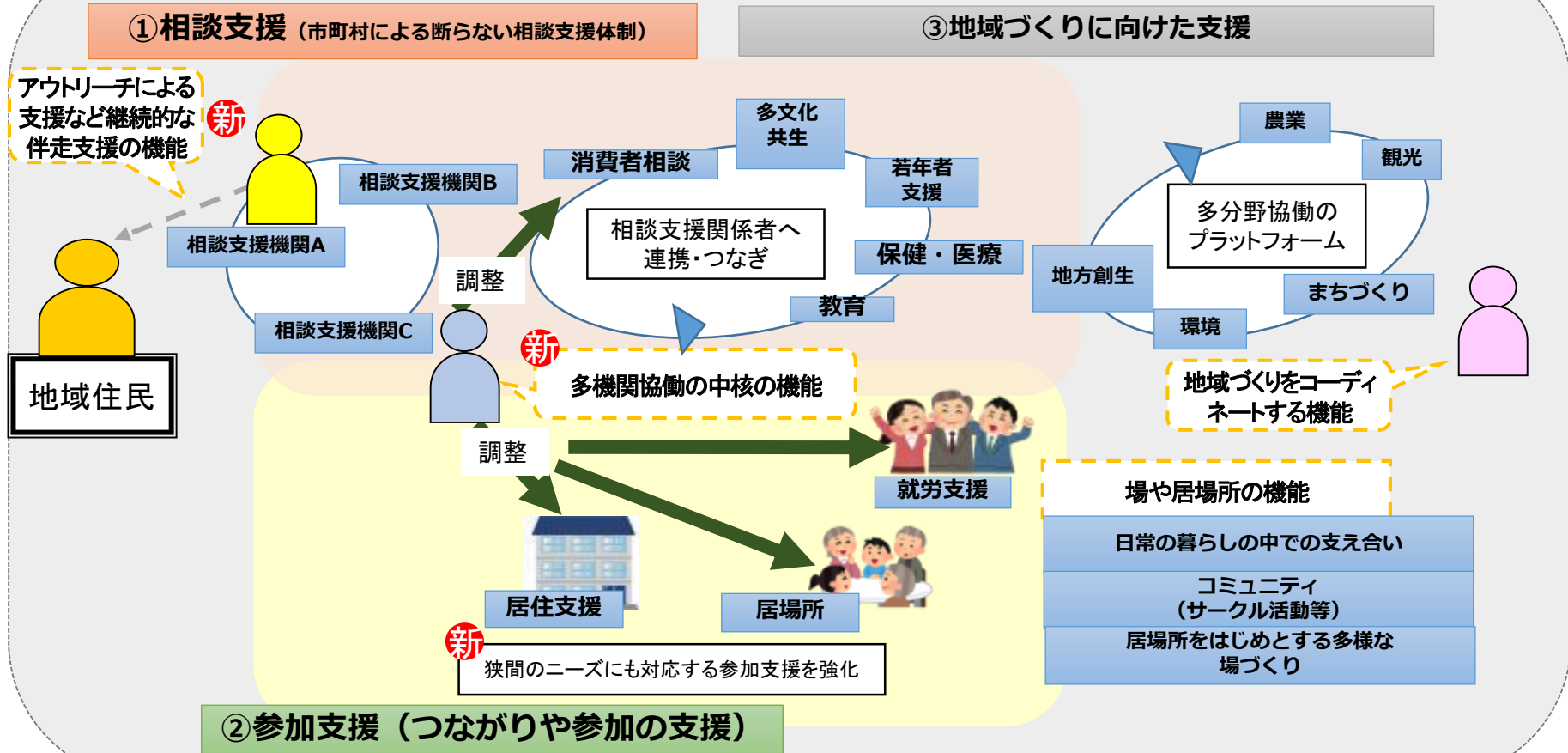
社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の整備状況の整理

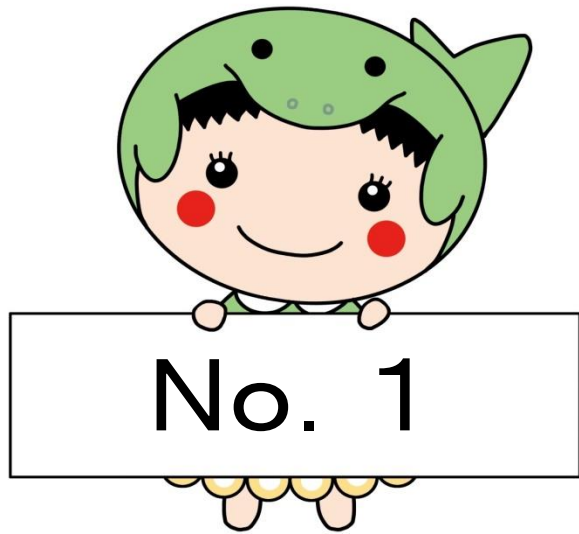
社会福祉法条項	重層的支援体制整備事業に必要なもの	鳥羽市の整備状況
106条の4 第2項 第1号(包括的な相談 体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(イ) ・基幹相談支援センター(ロ) ・利用者支援事業(ハ) ・自立相談支援機関(ニ) 	基幹相談支援センターのみ実施なし(令和3年度立ち上げを検討)
106条の4 第2項 第2号(参加支援)	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業	令和2年度補正予算で立ち上げを検討
106条の4 第2項 第3号(地域づくり支 援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業(イ) ・生活支援体制整備事業(ロ) ・地域活動支援センター機能強化事業(ハ) ・子育て支援拠点(ニ) (・共助の基盤づくり事業※法上は出てこないが対象事業)	整備済み
106条の4 第2項 第4号(アウトリーチ等 を通じた継続的支援)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業	既存の事業で移行ができないかを検討
106条の4 第2項 第5号(多機関協働) 106条の4 第2項 第6号(支援プランの 作成) 106条の6(支援会 議)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業	多機関の事業をそのまま移行できないかを検討
106条の5(重層的支 援体制整備事業計画)	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする	協議書のようなものになること。 作成様式などを検討
106条の10(市町村 の一般会計への繰入 れ)	市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。 一第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額 二第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額	令和3年度予算に向けて財務係と調整

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 重層的支援体制整備事業を行う市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 市町村による相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

事業全体

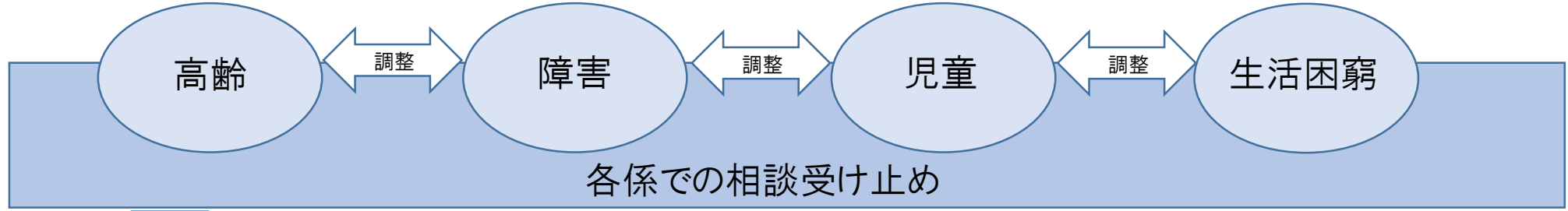




多機関協働の事業について

社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の整備状況の整理

社会福祉法条項	重層的支援体制整備事業に必要なもの	鳥羽市の整備状況
106条の4 第2項 第1号(包括的な相談 体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(イ) ・基幹相談支援センター(ロ) ・利用者支援事業(ハ) ・自立相談支援機関(ニ) 	基幹相談支援センターのみ実施なし(令和3年度立ち上げを検討)
106条の4 第2項 第2号(参加支援)	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業	令和2年度補正予算で立ち上げを検討
106条の4 第2項 第3号(地域づくり支 援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業(イ) ・生活支援体制整備事業(ロ) ・地域活動支援センター機能強化事業(ハ) ・子育て支援拠点(ニ) (・共助の基盤づくり事業※法上は出てこないが対象事業) 	整備済み
106条の4 第2項 第4号(アウトリーチ等 を通じた継続的支援)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業	既存の事業で移行ができないかを検討
106条の4 第2項 第5号(多機関協働) 106条の4 第2項 第6号(支援プランの 作成) 106条の6(支援会 議)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業	多機関の事業をそのまま移行できないかを検討
106条の5(重層的支 援体制整備事業計画)	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする	協議書のようなものになること。 作成様式などを検討
106条の10(市町村 の一般会計への繰入 れ)	市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。 一第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額 二第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額	令和3年度予算に向けて財務係と調整



地域共生ケース会議
(106条の4第2項第6号、
106条の6)

自立相談支援事業(生活困窮)
の「支援会議」を利用し、会議を
行う。

支援会議の対象事案

- ・本人の同意が得られないため連携等ができない事案
- ・同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、関係係で情報共有できていない事案
- ・より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報共有しておく必要があると考えられる事案

困難ケース

- ・複合的課題があり、主担当が決まっていない事案
- ・適切な支援が決まっていない事案

など

※今後、ケースが増えていく中で修正していく

生活支援係 相談支援包括化推進員
(106条の4第2項第5号)

【役割】

- ・地域共生ケース会議の開催
- ・主担当がない場合の担当と、その振り分け先の決定

検討内容

- ・個別ケースからの蓄積された地域課題を検討する
- ・地域力強化推進事業(社協へ委託)により地域からの課題を検討する

○参加者は、全庁内及び関係機関など

地域共生担当者会議

- ・健康福祉課内の連携体制づくり
- ・地域課題からの社会資源の検討

○参加者は、健康福祉課及び社会福祉協議会

地域共生政策会議

課内、庁内の連携及び政策を
検討する会議

○生活支援係○

【役割】

- ・課題の整理及び話し合う課題の選定
- ・参加者の選定及び参加者への参加依頼
- ・会議の司会進行
- ・担当課等への割り振り
- ・各課題等への進捗状況管理

高齢

調整

障害

調整

児童

調整

生活困窮

各係での相談受け止め

ポイント①

包括化推進員は直接相談を受けない

(106条の4第2項第6号、106条の6)

自立相談支援事業(生活困窮)の「支援会議」を利用し、会議を行う。

支援会議の対象事案

- ・本人の同意が得られないため連携等ができない事案
- ・同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、関係者で情報共有できていない事案
- ・より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報共有しておく必要があると考えられる事案

困難ケース

- ・複合的課題があり、主担当が決まっていない事案
- ・適切な支援が決まっていない事案
- など

※今後、ケースが増えていく中で修正していく

生活支援係 相談支援包括化推進員 (106条の4第2項第5号)

【役割】

- ・地域共生ケース会議の開催
- ・主担当がない場合の担当と、その振り分け先の決定

検討内容

- ・個別ケースからの蓄積された地域課題を検討する
- ・地域力強化推進事業(社協へ委託)により地域からの課題を検討する

○参加者は、全庁内及び関係機関など

地域共生担当者会議

- ・健康福祉課内の連携体制づくり
- ・地域課題からの社会資源の検討
- ・

○参加者は、健康福祉課及び社会福祉協議会

地域共生政策会議

課内、庁内の連携及び政策を検討する会議

○生活支援係○

【役割】

- ・課題の整理及び話し合う課題の選定
- ・参加者の選定及び参加者への参加依頼
- ・会議の司会進行
- ・担当課等への割り振り
- ・各課題等への進捗状況管理

高齢

調整

障害

調整

児童

調整

生活困窮

各係での相談受け止め

ポイント①

包括化推進員は直接相談を受けない

(106条の4第2項第6号、106条の6)

自立相談支援事業(生活困窮)の「支援会議」を利用し、会議を行う。

支援会議の対象事案

- ・本人の同意が得られないため連携等ができない事案
- ・同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、関係者で情報共有できていない事案
- ・より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報共有しておく必要があると考えられる事案

困難ケース

- ・複合的課題があり、主担当が決まっていない事案
- ・適切な支援が決まっていない事案
- など

※今後、ケースが増えていく中で修正していく

生活支援係 相談支援包括化推進員 (106条の4第2項第5号)

【役割】

- ・地域共生ケース会議の開催
- ・主担当がない場合の担当と、その振り分け先の決定

ポイント②

プラン作成は会議の中で課題・目標・担当設定(評価も会議の中で実施)

検討内容

- ・個別ケースからの蓄積された地域課題を検討する
- ・地域力強化推進事業(社協へ委託)により地域からの課題を検討する

○参加者は、全庁内及び関係機関など

地域共生担当者会議

- ・健康福祉課内の連携体制づくり
- ・地域課題からの社会資源の検討
- ・

○参加者は、健康福祉課及び社会福祉協議会

地域共生政策会議

課内、庁内の連携及び政策を検討する会議

○生活支援係○

【役割】

- ・課題の整理及び話し合う課題の選定
- ・参加者の選定及び参加者への参加依頼
- ・会議の司会進行
- ・担当課等への割り振り
- ・各課題等への進捗状況管理

高齢

調整

障害

調整

児童

調整

生活困窮

各係での相談受け止め

ポイント①

包括化推進員は直接相談を受けない

(106条の4第2項第6号、106条の6)

自立相談支援事業(生活困窮)の「支援会議」を利用し、会議を行う。

支援会議の対象事案

- ・本人の同意が得られないため連携等ができない事案
- ・同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、関係係で情報共有できていない事案
- ・より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報共有しておく必要があると考えられる事案

困難ケース

- ・複合的課題があり、主担当が決まっていない事案
- ・適切な支援が決まっていない事案
- など

※今後、ケースが増えていく中で修正していく

生活支援係 相談支援包括化推進員 (106条の4第2項第5号)

【役割】

- ・地域共生ケース会議の開催
- ・主担当がない場合の担当と、その振り分け先の決定

ポイント②

プラン作成は会議の中で課題・目標・担当設定(評価も会議の中で実施)

検討内容

- ・個別ケースからの蓄積された地域課題を検討する
- ・地域力強化推進事業(社協へ委託)により地域からの課題を検討する

○参加者は、全庁内及び関係機関など

地域共生担当者会議

- ・健康福祉課内の連携体制づくり
- ・地域課題からの社会資源の検討
- ・

○参加者は、健康福祉課及び社会福祉協議会

地域共生政策会議

課内、庁内の連携及び政策を検討する会議

ポイント③

「地域共生ケース会議＋地域共生政策会議」が、「支援会議＋重層的支援会議」の役割を担う。

- ・各課題等への進捗状況管理

ひだまり会議 支援計画書

担当センター・係	対象者	優先順位	解決すべき課題	目標	役割分担	
					支援機関・担当者	実施日時・期間／評価日

残された課題／今後検討しなければならない事項や注意点等

計画採択決定日 平成 年 月 日

優先順位	目標（計画時）	達成状況	目標の達成状況／変更内容
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更が必要 <input type="checkbox"/> その他 <変更内容>
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更が必要 <input type="checkbox"/> その他 <変更内容>
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更が必要 <input type="checkbox"/> その他 <変更内容>
残された課題・新たな課題		総合的な支援目標及び支援方針	今後の対応
			<input type="checkbox"/> プラン継続 <input type="checkbox"/> 主担当継続 <input type="checkbox"/> 主担当変更() <input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> その他

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

1. 役割

重層的支援会議は、大きく分けて次の4つの役割を果たすものとする。

① プランの適切性の協議

- 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したプランについて、自治体や、適切な支援関係者が参加して合議のもとで適切性を判断する。

② 支援提供者によるプランの共有

- 支援提供者が、支援方針、支援内容、役割分担などについて共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標などを共有し、支援提供者の役割を明確化する。

③ プラン終結時等の評価

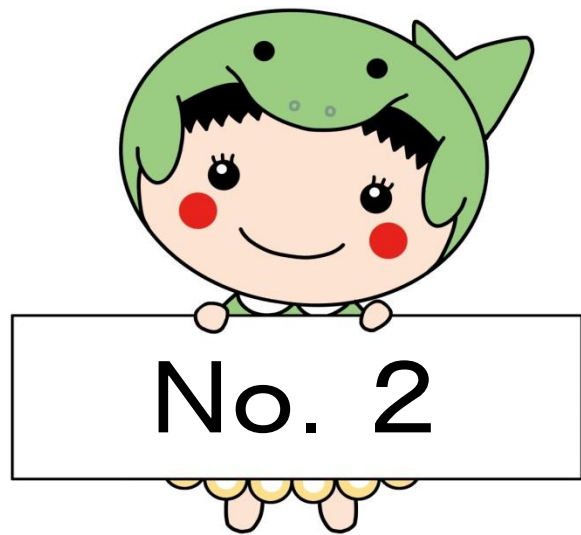
- プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援を終結するかどうかを検討する。

④ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

- 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

<留意事項>

- 「④社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討」については、個々のプランを検討する中で把握できるものとするが、これらについて重層的支援会議の中で十分に議論する時間を確保することは困難な場合も考えられる。
- したがって、重層的支援会議においては、課題の整理と認識の共有にとどめ、別途、地域の諸課題と社会資源の開発について協議する場など設けて対応することも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。



アウトリーチ等を通じた継続的 支援について

社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の整備状況の整理

社会福祉法条項	重層的支援体制整備事業に必要なもの	鳥羽市の整備状況
106条の4 第2項 第1号(包括的な相談体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(イ) ・基幹相談支援センター(ロ) ・利用者支援事業(ハ) ・自立相談支援機関(ニ) 	基幹相談支援センターのみ実施なし(令和3年度立ち上げを検討)
106条の4 第2項 第2号(参加支援)	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業	令和2年度補正予算で立ち上げを検討
106条の4 第2項 第3号(地域づくり支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業(イ) ・生活支援体制整備事業(ロ) ・地域活動支援センター機能強化事業(ハ) ・子育て支援拠点(ニ) (・共助の基盤づくり事業※法上は出てこないが対象事業) 	整備済み
106条の4 第2項 第4号(アウトリーチ等を通じた継続的支援)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業	既存の事業で移行ができないかを検討
106条の4 第2項 第5号(多機関協働) 106条の4 第2項 第6号(支援プランの作成) 106条の6(支援会議)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業	多機関の事業をそのまま移行できないかを検討
106条の5(重層的支援体制整備事業計画)	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする	協議書のようなものになること。 作成様式などを検討
106条の10(市町村の一般会計への繰入れ)	市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。 一第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額 二第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額	令和3年度予算に向けて財務係と調整

各機関につな
がっているところ
は各機関が訪問
などでつながって
いる

?

別の機関をつくる
の？

なんで必要な
の？



概要

- 社会福祉法第106条の3第1項第1号及び第2号の規定に基づき、「住民に身近な圏域」において地域住民等が地域生活課題の解決ができ、かつ、地域生活課題に関する相談を受け止める体制を整備することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的に実施するものである。
- 具体的には、以下のような事業内容を実施しながら、つながりの強化、地域課題把握、住民交流できる居場所づくりなどの体制を構築する。

実施内容

まちトーク

- 自治会・町内会にアウトリーチし、住民があつまって地域の課題や地域のこれからなどについて話し合う場の構築。
- 「まちトーク」などをもとに、地域の団体や行事などの資源や、「まちトーク」で話し合った地域の良いところ・課題などをまとめた「まちのカルテ」を作成。

まるごと相談

- 地域住民のための地域生活課題の総合相談窓口を保健福祉センターひだまりに設置。
- 地域サロン等にアウトリーチし、地域住民の地域生活課題を吸い上げる。

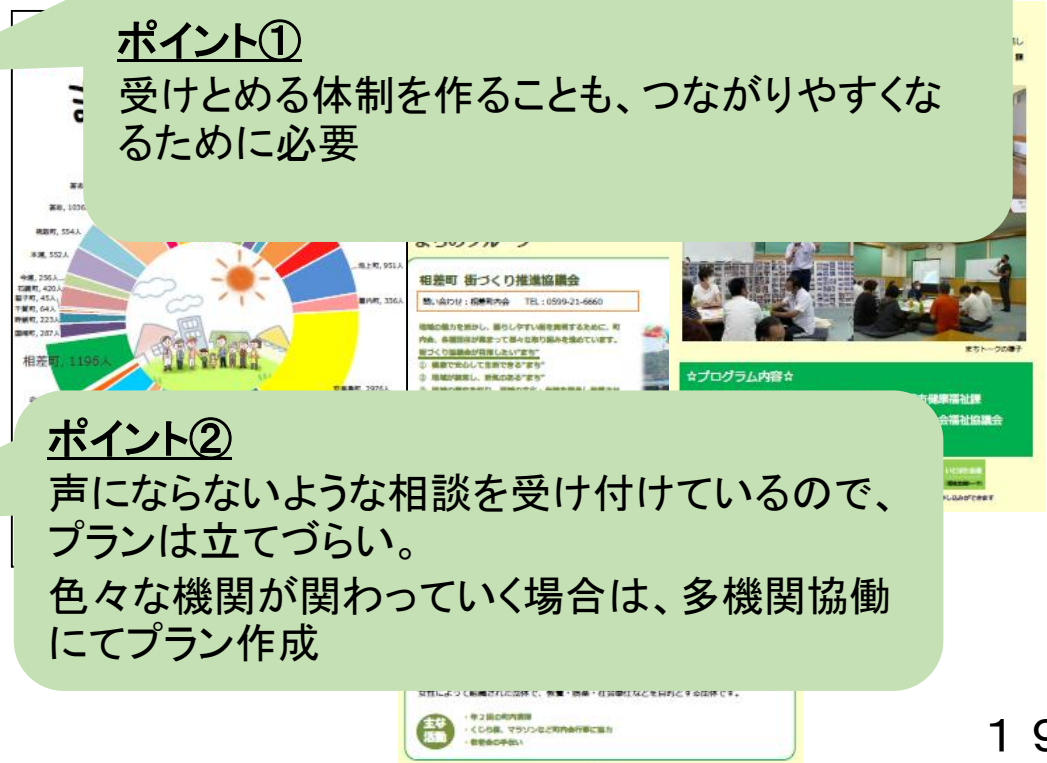
参考

ポイント①

受けとめる体制を作ること、つながりやすくなるために必要

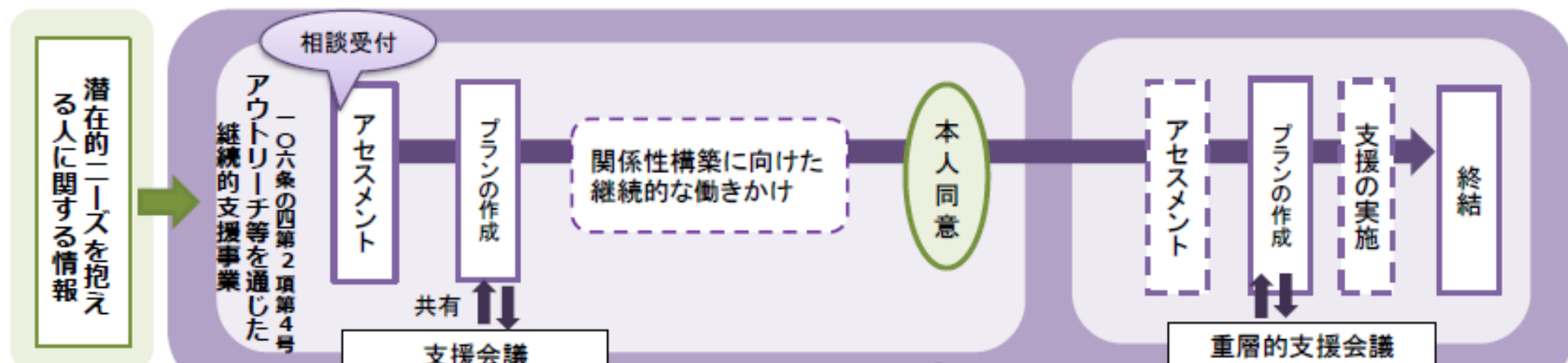
ポイント②

声にならないような相談を受け付けているので、プランは立てづらい。
色々な機関が関わっていく場合は、多機関協働にてプラン作成



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援フロー

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 本人と直接関わりを持った後、本人が適切な支援関係機関につながった段階で支援は終結となる。
- なお、本人と直接関わりを持つことができた後は、原則、多機関協働事業と連携を図りながら支援を行う。



ここを重点的に実施

ここからは、地域共生ケース会議で一緒に考える

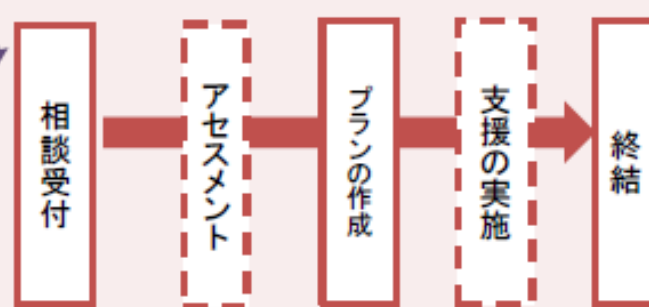
◆ 本人との関係性やつながり作りに向けた支援を行う。

(例)

- ・ 継続的に本人に手紙を残し、心配している・気にかけているというメッセージを伝える
- ・ メール、チャットなどによる定期的な働きかけ
- ・ 本人の興味関心に合わせたチラシなどの情報を提供し、本人と会うきっかけを模索する
- ・ 本人の支援の前に家族への支援を開始し、つながる糸口を模索する

※本人を追い立てるのではなく、本人主体の支援を行う。

一〇六条の四第2項第5号
多機関協働事業





参加支援について

社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の整備状況の整理

社会福祉法条項	重層的支援体制整備事業に必要なもの	鳥羽市の整備状況
106条の4 第2項 第1号(包括的な相談 体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(イ) ・基幹相談支援センター(ロ) ・利用者支援事業(ハ) ・自立相談支援機関(ニ) 	基幹相談支援センターのみ実施なし(令和3年度立ち上げを検討)
106条の4 第2項 第2号(参加支援)	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業	令和2年度補正予算で立ち上げを検討
106条の4 第2項 第3号(地域づくり支 援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業(イ) ・生活支援体制整備事業(ロ) ・地域活動支援センター機能強化事業(ハ) ・子育て支援拠点(ニ) (・共助の基盤づくり事業※法上は出てこないが対象事業) 	整備済み
106条の4 第2項 第4号(アウトリーチ等 を通じた継続的支援)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業	既存の事業で移行ができないかを検討
106条の4 第2項 第5号(多機関協働) 106条の4 第2項 第6号(支援プランの 作成) 106条の6(支援会 議)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業	多機関の事業をそのまま移行できないかを検討
106条の5(重層的支 援体制整備事業計画)	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする	協議書のようなものになること。 作成様式などを検討
106条の10(市町村 の一般会計への繰入 れ)	市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。 一第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額 二第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額	令和3年度予算に向けて財務係と調整

対象はどんな人？

？

他の支援機関と
役割分担は？

何をしてどういう
支援をするの？



参加支援事業(ひきこもりサポート事業)について

概要

- これまで鳥羽市においては、生活困窮、介護、障害、子どもの相談支援機関をそれぞれ整えてきた。
- また、複合的・複雑なケースについては、平成30年度に「地域共生ケース会議」を立ち上げ、課題の解きほぐしや、どこが主になって支援にあたるか等の調整を行っている。(上記と合わせて断らない相談支援体制を構築してきた。)
- しかし、地域共生ケース会議を重ねるごとに、既存の制度では支援に繋ぐことが困難なケースが出てきており、そのようなケースに対応する(制度の狭間を埋める)ために参加支援を実施する。

相談から支援までの流れ

相談支援

相談の受けとめ

課題の解きほぐし

出口支援

具体的な支援

鳥羽市の断らない相談支援体制

○それぞれの相談支援機関で受けとめ、課題の解きほぐし

介護

地域包括支援センター

子育て

総合子ども相談ほっぷ

生活困窮

暮らし相談支援センターとば

障害

障害相談事業所キララ

○複合的・複雑なケースについて、関係機関と課題の解きほぐし

関係課

学校、保育所等

福祉事業所

地域共生ケース会議

相談支援機関

民生・児童委員

従来

暮らすお金がない

障害手帳はないが、支援が必要

ひきこもりの支援

ひきこもりサポート事業も活用し支援

介護

制度の狭間

生活困窮

制度の狭間

障害

制度の狭間

子育て

参加支援実施

狭間のない支援へ

介護

参加支援

生活困窮

参加支援

障害

参加支援

子育て

参加支援事業（実績）

相談実人数

参加支援事業対象	15
うち、ひきもり状態の者	9

延べ対応件数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談支援件数	11	16	14	19	33	29	122
地域共生ケース会議	6	7	1	4	3	7	28
さんぽみち会議	0	0	0	0	3	14	17

連携企業依頼訪問件数

業種	訪問件数
農業	1
漁業	1
水産・加工	8
電気・水道・ガス	1
情報通信	2
運輸	1
卸売・小売	6
飲食	9
ホテル・旅館	44
福祉・介護	14
教育・学習支援	1
公務	6
町内会	11
自治団体	1
ボランティア	1
観光ツアー	1
その他	9
合計	117



重層的支援体制整備事業計画について

社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の整備状況の整理

社会福祉法条項	重層的支援体制整備事業に必要なもの	鳥羽市の整備状況
106条の4 第2項 第1号(包括的な相談体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(イ) ・基幹相談支援センター(ロ) ・利用者支援事業(ハ) ・自立相談支援機関(ニ) 	基幹相談支援センターのみ実施なし(令和3年度立ち上げを検討)
106条の4 第2項 第2号(参加支援)	地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業	令和2年度補正予算で立ち上げを検討
106条の4 第2項 第3号(地域づくり支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業(イ) ・生活支援体制整備事業(ロ) ・地域活動支援センター機能強化事業(ハ) ・子育て支援拠点(ニ) (・共助の基盤づくり事業※法上は出てこないが対象事業) 	整備済み
106条の4 第2項 第4号(アウトリーチ等を通じた継続的支援)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業	既存の事業で移行ができないかを検討
106条の4 第2項 第5号(多機関協働) 106条の4 第2項 第6号(支援プランの作成) 106条の6(支援会議)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業	多機関の事業をそのまま移行できないかを検討
106条の5(重層的支援体制整備事業計画)	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする	協議書のようなものになること。 作成様式などを検討
106条の10(市町村の一般会計への繰入れ)	市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。 一第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額 二第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額	令和3年度予算に向けて財務係と調整



予算編成について

社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の整備状況の整理

社会福祉法条項	重層的支援体制整備事業に必要なもの	鳥羽市の整備状況
106条の4 第2項 第1号(包括的な相談 体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(イ) ・基幹相談支援センター(ロ) ・利用者支援事業(ハ) ・自立相談支援機関(ニ) 	基幹相談支援センターのみ実施なし(令和3年度立ち上げを検討)
106条の4 第2項 第2号(参加支援)	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業	令和2年度補正予算で立ち上げを検討
106条の4 第2項 第3号(地域づくり支 援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業(イ) ・生活支援体制整備事業(ロ) ・地域活動支援センター機能強化事業(ハ) ・子育て支援拠点(ニ) (・共助の基盤づくり事業※法上は出てこないが対象事業)	整備済み
106条の4 第2項 第4号(アウトリーチ等 を通じた継続的支援)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業	既存の事業で移行ができないかを検討
106条の4 第2項 第5号(多機関協働) 106条の4 第2項 第6号(支援プランの 作成) 106条の6(支援会 議)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業	多機関の事業をそのまま移行できないかを検討
106条の5(重層的支 援体制整備事業計画)	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする	協議書のようなものになる とのこと。 作成様式などを検討
106条の10(市町村 の一般会計への繰入 れ)	市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。 一第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額 二第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額	令和3年度予算に向けて財 務係と調整

鳥羽市における予算編成(一般会計)

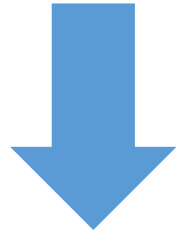
款	項	目	節	細節	説明	財源充当(中事業)
国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	社会福祉費負担金	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	
国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	社会福祉費負担金	重層的支援体制整備事業 交付金	自立相談支援事業	自立相談支援事業
国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	社会福祉費補助金	生活困窮者就労準備支援 事業等補助金	地域における生活困窮者支援等のための共助の 基盤づくり事業	
					多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
					参加支援事業	
					地域力強化推進事業	
国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	社会福祉費補助金	地域生活支援事業補助金	地域生活支援事業(基幹相談支援センター委託 分、地域活動支援センター分)	
国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金	地域子育て拠点事業(一般運営費)	
					地域子育て支援拠点事業(政策分)	
					地域子育て支援拠点事業(未充当分)	
					利用者支援事業	
国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	社会福祉費補助金	重層的支援体制整備事業 交付金	地域における生活困窮者支援等のための共助の 基盤づくり事業	地域福祉等推進特別支援事業(ふれ あいいきサロン)
						地域福祉等推進特別支援事業(ほっ とスマイル)
						地域福祉等推進特別支援事業(総合 相談)
						地域支え合い体制づくり事業
						介護予防・地域支え合い事業(配食 サービス)
					多機関の協働による包括的支援体制構築事業	地域共生社会推進事業
					参加支援事業	地域共生社会推進事業
					地域力強化推進事業	地域共生社会推進事業
					地域生活支援事業(基幹相談支援センター委託 分、地域活動支援センター分)	地域生活支援事業(相談)
						地域生活支援事業(地活)

ポイント

- ・介護以外の事業は、歳出は特
段変更せず
- ・歳入の細節のみを変更

鳥羽市における予算編成(特別会計)

特別会計



一般会計

款	項	目	節	細節	説明
国庫支出金	国庫補助金	調整交付金	調整交付金	調整交付金	重層の支援体制整備事業へ移行
国庫支出金	国庫補助金	地域支援事業交付金	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	重層の支援体制整備事業へ移行
			包括の支援事業・任意事業	包括の支援事業・任意事業	重層の支援体制整備事業へ移行
支払基金交付金	支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	重層の支援体制整備事業へ移行
県支出金	県補助金	地域支援事業交付金	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	重層の支援体制整備事業へ移行
			包括の支援事業・任意事業	包括の支援事業・任意事業	重層の支援体制整備事業へ移行
繰入金	一般会計繰入金	地域支援事業繰入金	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	重層の支援体制整備事業へ移行
			包括の支援事業・任意事業	包括の支援事業・任意事業	重層の支援体制整備事業へ移行
(歳出に計上)					
諸支出金	繰出金	他会計繰出金	繰出金	繰出金	地域介護予防活動支援事業分
					包括の支援事業・任意事業分

国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	社会福祉費補助金	重層の支援体制整備事業交付金		
					一般介護予防事業(調整交付金)	介護予防・生活支援サービス事業
					一般介護予防事業(国庫補助金分)	介護予防・生活支援サービス事業
					一般介護予防(支払基金交付金分)	介護予防・生活支援サービス事業
					包括の支援事業・生活支援体制整備事業(国庫補助金分)	社会福祉一般職員給与費
						社会福祉総務一般管理経費
						包括の支援事業・任意事業
県支出金	県補助金	民生費県補助金	社会福祉費補助金	重層の支援体制整備事業交付金		
					一般介護予防(県補助分)	介護予防・生活支援サービス事業
					包括の支援事業・生活支援体制整備事業(県補助金分)	社会福祉一般職員給与費
						社会福祉総務一般管理経費
						包括の支援事業・任意事業
繰入金	特別会計繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	一般介護予防事業(国庫補助金分)	介護予防・生活支援サービス事業
					包括の支援事業・生活支援体制整備事業(国庫補助金分)	社会福祉一般職員給与費
						社会福祉総務一般管理経費
						包括の支援事業・任意事業

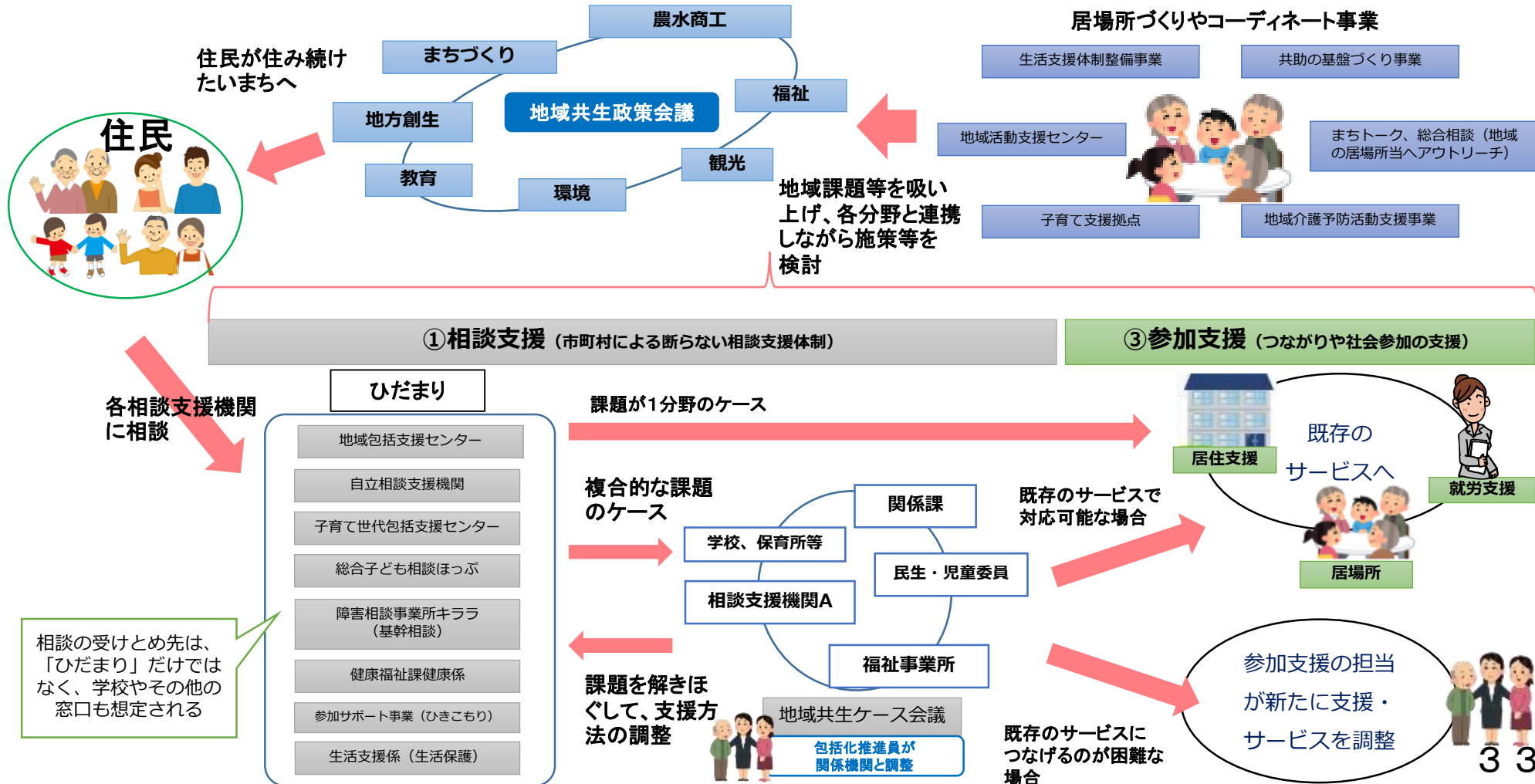
重層的支援体制整備事業の全体像

- ①相談支援については、既存の相談支援体制を活用。
- ②地域づくりに向けた支援は、既存の居場所づくり等の予算（共助の基盤づくり事業、地域支援事業（地域体制整備事業）、地域活動センター事業、子育て支援拠点）やまちトークを活用。
- ③参加支援については、相談支援で上がった課題に対して、既存の支援では難しい場合に、オーダーメイドの支援をコーディネート。

鳥羽市版 重層的支援体制整備事業の全体像

住み続けたいまちづくり

市の課題解決力の強化



鳥羽市の取り組み②

とばびと活躍プロジェクト
～「働く」をテーマに～

鳥羽市の取り組み②

平成28年スタート時

偏った困窮理由

- 鳥羽市には、他地域出身で、旅館等に住込みで働く就労者が多いという特徴がある。
- この就労者が高齢等の理由による退職後、生活困窮に陥る事例が多く見られるようになった。

生活保護開始(過去5年間)	生活保護開始(過去1年間)
26/128 (件数)	9/18 (件数)
20.3%	50%

- 退職者は60代後半から80代まで見られ、潜在的人数は、多数
- 生活困窮者自立支援・生活保護による支援だけでは、根本的な対処ができてないのではないかとと思われる。

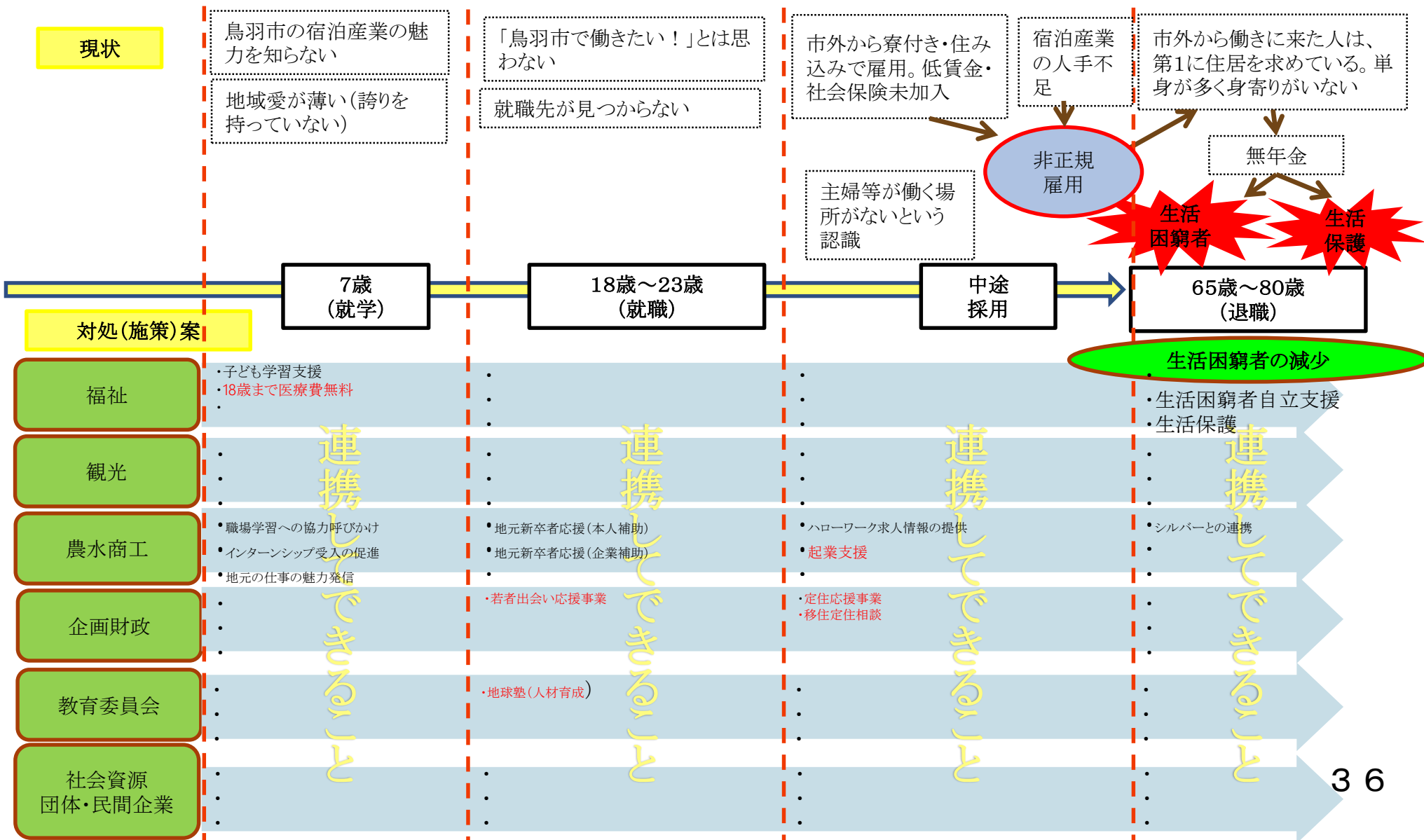


まとめると

生活困窮者を減らすためには、本市の観光産業における労働力の確保・地元雇用の増大雇用環境の改善を、

今一度考える必要があるのではないかと。

鳥羽市の取り組み②



鳥羽市の取り組み②

課題解決のために：検討部会の開催



鳥羽市の取り組み②

課題解決のために：「働く」をテーマに3つの方針でAP策定

方針1

多様な形での働き手の増加

保育

仕事と子育ての両立支援

働きたい人と職場の
マッチング

雇用

高齢者・女性の就労支援

人材

インターンシップ推進

起業・継業支援

働く魅力の発信

情報



交通

就労者向け移動手段の充実

はたらく

働く

方針2

働きやすさのサポートによる
仕事の付加価値向上



方針3

地域の魅力向上

経済

サービス産業
生産性向上支援

支え合う地域
地域力で解決する仕組み

コミュニティ



教育

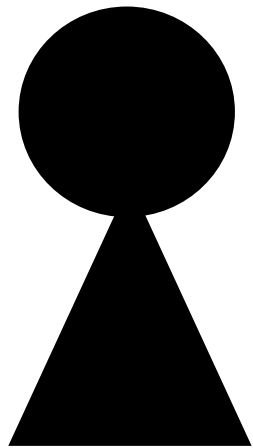
将来の担い手育成

得意分野を活かした
活躍の場づくり

生きがい

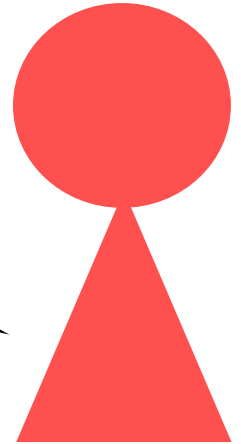
鳥羽市の取り組み③

鳥羽市の「地域共生社会」って？

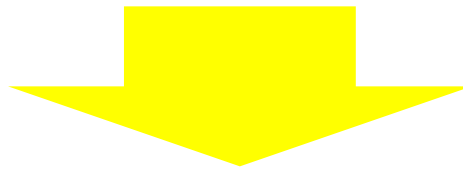


地域共生社会
を実現しよう！

地域共生社会って
どんなこと？
福祉の話でしょ？



え〜っと・・・(=_=)



まずは青写真を描く必要がある！！

鳥羽市の取り組み③

「地域共生社会」を考える会

所属	名前
企画財政課	高浪 七重
企画財政課	永野 良樹
総務課	奥村 太郎
市民課	大矢 剛史
農水商工課	宮本 益仁
観光課	村田 直
定期船課	野呂 哲也
水道課	重見 昌利
教育委員会事務局総務課	天田 雄也
健康福祉課	斎藤 猛
健康福祉課	細木 友美
健康福祉課	沼 浩嗣



➡ 福祉以外の部署に入ってもらったことで、様々な角度からの意見を取り入れながら、改めて地域共生とは何か議論を重ねた。。

鳥羽市の取り組み③

2040年の鳥羽市が目指す姿

目的

子どもたちが暮らせる・暮らしたい鳥羽

- 鳥羽で暮らす人々がいきいきと活躍できるまちづくり
- 社会資源を効率化・最適化

2020年

鳥羽市

■とばびと活躍プロジェクト
鳥羽で暮らす人々がいきいきと
活躍できるまちづくり

- ・働く場所・コミュニティの
環境整備
- ・キラめく鳥羽市民の増大etc.

■社会資源の効率化・最適化



人と働く場・
コミュニティの
マッチング

2040年



テレワーク
の推進

交通網の
効率化

スマート
漁業

鳥羽市の取り組み③

全庁勉強会の開催



鳥羽市の取り組み③

全庁2weeks意見交換会

地域共生社会の実現に向けた次年度以降の打合せ日程

	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日
A 9:30~11:30	農水商工課	健康福祉 (生活、障害)	市民課	環境課	
M 13:30~15:30		健康福祉 (長寿、包括)		総務課(防災、行政、選管) 13:15~	建設課
P 15:15~17:15		健康福祉(子育て) 15:30~		総務課(人事、管財、情報)	※課長補佐以上
	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月21日
A 9:30~11:30	定期船課	消防本部		生涯学習課	観光課
M 13:30~15:30	水道課	議会・監査 ・会計	教委総務課 13:15~	予備	税務課
P 15:15~17:15			学校教育課		

対象：所属長(副参事)を含む係長以上の方

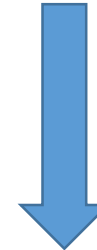
会場：西庁舎第2小会議室・・・農水商工課、観光課、市民課、税務課、環境課、総務課、建設課、議会・監査・会計

※健康福祉課、定期船課、水道課、消防本部、教育委員会・・・原課



鳥羽市の取り組み③

他業界との意見交換会（鳥羽市観光協会）



**「地域老人会の活躍の
場を観光業界で創出し
たい」 by専務理事**

これからの取り組み

オンラインコミュニティを活用した新たな出会い・つながり事業

- オンラインコミュニティを活用することで、既存の行政圏域、地縁圏域だけのつながり・助け合いだけでなく、伊勢志摩圏域(定住自立圏域)、県域、それ以上のつながり(例えば関係人口)を創出し、広域での地域力の醸成に取り組む。
- 具体的には、市民がやってみたいこと等をオンラインコミュニティ内の掲示板に書き込むことにより、オンライン上でマッチングすることができるようにするとともに、ちょっとしたお手伝いやボランティアのお願いもできるようにする。(○ その際、その対価として、お金ではなく、オンラインコミュニティ内だけの通貨を活用することも検討する。)

<イメージ>

オンラインコミュニティ (掲示板)

旅行した時に、「みなとまつり」の裏方のお手伝いしてみたいです！



テニスクラブを立ち上げたいのですが、どなたか一緒にやってみたい方いらっしゃいますか？

昔やっていたので、是非やってみたいです。



参加してみたいです！

よく遊んでいたガリバー公園の掃除をしたいのですが、誰か一緒にしてくれる人いませんか？



電球が切れてしまった。誰か付け替えをしてくれる方いませんか？
ボラコ:3コイン

電球の付け替えでしたら、私出来ますよ！



庭の草刈りでしたら、僕が手伝えます。

庭の草刈りのお手伝いをお願いしたいのですが誰かお願いできる方いませんか？
ボラコ:3コイン



交流人口から関係人口を創出することを視野に入れた事業展開を想定
(例)
普段体験できないような地元の祭りの設営等を体験してもらうことにより、地域とのつながりの創出や、コアなファンの創出につなげる。

ボランティア・助け合いはお金ではなく、ボランティア・助け合いで返す

新たな出会い・つながりの創出

これからの取り組み

オンラインコミュニティを活用した新たな出会い・つながり事業

- 各地域や、趣味、移住者など属性や趣向に基づいたグループが出来ていくと
- グループごとにコーディネートする人材が必要ではあるが、このグループに様々な石を投げこむと、波及が図れる。(大きな財産になる)

オンラインコミュニティ
(掲示板)

高齢者

地域

趣味

ボランティア

子育て

移住者

まとめ

人口1万人高齢化率50%越え・・・
制度があっても担い手がいない

最大の課題

実際、離島地区では、訪問入浴をして
くれる事業者が居ない
デイサービスを利用するのに多額の補
助金と人の手配が必要

まとめ

困窮者支援や高齢者支援を粛々とこなしながらも、
20年後に向けて、**地域の力を各分野の力を他市の力も**
活用していく・・・

支援が必要な人の分母を減らしていく
様々な人が支援できる場面を増やしていく
を徹底する

まとめ

何より**予防に力を入れる**
福祉分野以外の力が今後の福祉を支える



ココを強化していきたい！！

ご清聴ありがとうございました。